

男女の賃金の差異について（令和 7 年度）

男女の賃金の差異

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合（％）
常勤職員	67.4%
非常勤職員等	50.3%
計	63.5%

※小数点第 2 位四捨五入

（参考）主な職種別男女の賃金の差異

区分	男性の賃金に対する 女性の賃金の割合（％）
医師	85.0%
薬剤師等	90.6%
看護師等	101.8%
事務職員	78.8%

※小数点第 2 位四捨五入

※非常勤職員等は含まない

【付記事項】

対象期間：令和 7 年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

賃金：基本給、各種手当、賞与を含む（退職手当は除く）

対象者：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月支給の職員
役員、休職者は除く

常勤職員：短時間勤務職員を含む（常勤換算をしていない）

非常勤職員等：任期付職員、再雇用職員を含む（非常勤職員は常勤換算をしていない）

【差異についての補足説明】

就業規則上、性別による賃金の差異はありませんが、

- ・比較的高い給与となる医師において男性が多いこと
- ・事務職において在籍年数が長い者に男性が多いこと
- ・女性職員の多くが若年層の看護師であること

等により差異が生じています。